

能力開発セミナー受講取消届

※届出の前に必ずご一読ください。

受講取消可能期日（開講7日前）までの届出において、受講料を既にお振り込みされている場合は、受講料は返金いたします。返金の際の振込手数料については、当校が負担します。

受講取消可能期日を過ぎてから受講取消の届出があった場合には、受講料のお返しはできません。

秋田職業能力開発短期大学校長 殿

下記のとおり能力開発セミナーの受講取消をいたします。

申込日：平成 年 月 日

コース番号	コース名	ふりがな 受講者氏名	生年月日	受講料
			S・H 年 月 日	<input type="checkbox"/> 未振込 <input type="checkbox"/> 振込済
			S・H 年 月 日	<input type="checkbox"/> 未振込 <input type="checkbox"/> 振込済
			S・H 年 月 日	<input type="checkbox"/> 未振込 <input type="checkbox"/> 振込済

■会社からのお申し込みの場合

会社名			
所在地	〒 -		
電話/FAX		部 署	
		担当氏名	

■個人でのお申し込みの場合

住 所	〒 -
電話/FAX	

保有個人情報保護について

○秋田職業能力開発短期大学は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護致します。秋田職業能力開発短期大学では、必要な個人情報を、利用目的の範囲内で利用させていただきます。